

## 預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行  
平成28年7月19日現在

1 商品名	<b>自動継続外貨定期預金</b>	
2 ご利用いただける方	個人の方および法人	
3 お預入れ期間	<p>1か月、3か月、6か月、1年 各期間とも自動継続扱いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金成長型・・・利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。</li> <li>・利息受取型・・・前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動作成します。また、お利息はあらかじめ指定された同一通貨の外貨預金口座もしくは円の預金口座に入金します。利息入金口座が円の普通預金または円の当座預金の場合は、支払利息を継続日における当行のTTBにより換算して入金します。</li> </ul>	
4 お預入れ方法	(1)お預入れ方法	一括預入
	(2)お預入れ金額	米ドル、ユーロ、豪ドル：1,000通貨単位以上（米ドルの場合1,000ドル以上） 人民元：10,000通貨単位以上
	(3)お預入れ単位	1補助通貨単位（米ドルの場合1セント）
	(4)お預入れ通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル、人民元
5 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。	
6 利息	(1)適用金利	お預入れ時または継続時の金利を満期日まで適用します。 満期日以後の金利は、解約日における当該通貨と同一通貨建の外貨普通預金利率を適用して計算します。 金利については窓口へお問い合わせください。
	(2)利払方法	満期日以後に一括して払い戻します。
	(3)計算方法	原則として、付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算
7 税金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子所得は法人のお客様は総合課税（国税15%）、個人のお客様は源泉分離課税（国税15%、地方税5%）として課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、法人のお客様は15.315%の総合課税（国税15.315%）、個人のお客様は20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</li> <li>・お利息はマル優の対象外です。</li> <li>・為替差益への課税 【法人のお客様】総合課税となります。 【個人のお客様】為替差益は雑所得として確定申告による総合課税となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下であれば、確定申告は不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除することができます。他の所得との損益通算はできません。</li> <li>・くわしくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。</li> </ul>	

「自動継続外貨定期預金」

8 お預入れ時の手数料	(1) 円貨を外貨に交換して入金する場合	<p>換算相場として当日のT T Sを適用します。</p> <p>T T Sには手数料が含まれ、米ドルの場合1米ドルにつき1円、ユーロの場合1ユーロにつき1.5円、豪ドルの場合1豪ドルにつき2円、人民元の場合1人民元につき30銭です。</p>
	(2) 他の同一通貨建外貨預金から振替入金する場合	<p>無料</p> <p>※他人名義との外貨預金間の振替入出金は送金扱いとなり、別途手数料がかかります。</p>
	(3) 外貨預金に同一通貨建現金で入金する場合	<p>CASHING COMM. (外貨現金売買手数料)</p> <p>金額×(T T B - C B) (1米ドルの場合2円)</p> <p>※店舗によってお取扱できない場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
	(4) 外貨預金に同一通貨建旅行小切手で入金する場合	<p>外貨取扱手数料 (Lifting Charge)</p> <p>金額×0.05%×T T S (最低手数料: 2,500円)</p> <p>※個人の場合は無料</p> <p>メール期間立替利息 : 金額×(T T B - A / S)</p> <p>※店舗によってお取扱できない場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
	(5) 外貨を他の異種通貨建外貨預金へ振替入金する場合	<p>手数料がかかりますので、窓口にご相談ください。</p>
9 お引き出し時の手数料	(1) 外貨預金から円貨に交換して出金する場合	<p>換算相場として当日のT T Bを適用します。</p> <p>T T Bには手数料が含まれ、米ドルの場合1米ドルにつき1円、ユーロの場合1ユーロにつき1.5円、豪ドルの場合1豪ドルにつき2円、人民元の場合1人民元につき30銭です。</p>
	(2) 他の同一通貨建外貨預金へ振替出金する場合	<p>無料</p> <p>※他人名義との外貨預金間の振替入出金や、他の本支店および他行の本人口座への振替出金は送金扱いとなり、別途手数料がかかります。</p>
	(3) 外貨預金から同一通貨建現金で出金する場合	<p>CASHING COMM. (外貨現金売買手数料)</p> <p>米ドル : 1米ドルにつき2円</p> <p>※その他の通貨についてはお取り扱いをしておりません。また米ドルにおいても、店舗によってお取扱できない場合がありますので、事前にご相談ください。</p>
	(4) 外貨預金から他の異種通貨建外貨預金へ振替入金する場合	<p>手数料がかかりますので、窓口にご相談ください。</p>
10 為替変動リスク		<p>円を対価として預入、払い出しされる場合は、為替相場の変動により為替差益または為替差損が発生することがあります。為替差損が生じる場合には、ご解約時の受取円貨額がお預入れ時の払込円貨額を下回ることがあります。</p>

11 付加できる特約事項	ございません。
12 中途解約時の取扱	原則としてお取り扱いいたしません。ただし、当行がやむを得ないと認めて中途解約に応じる場合には、預入日から解約日までの日数に対して、解約日における当該通貨と同一通貨建の外貨普通預金利率を適用して解約します。
13 預金保険制度	外貨預金は預金保険制度の対象外です。
14 自動継続満期日以降の説明	初回の自動継続満期日以降についても初回申込時のご説明を援用します。
15 受付時間	為替相場の決定の関係上、米ドルは午前10時ごろ以降、その他の通貨は午前11時ごろ以降にご来店の上、お手続きください。
16 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の円貨受取額を事前に確定することができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります）</li> <li>・ 自動継続を停止する場合は、満期日までにご契約をされた営業店へご連絡ください。</li> </ul>
17 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772